

冊	子	目	録	
	落	穂	拾	い

レコードの記述のむづかしさ

レコードが図書にくらべて記述のとり方が厄介なのは、ひとつは合集（コレクション）という刊行形態をとるところからきていると思う。

例えばシャンソン・レコードの場合だと、LPなら一枚のレコードに10曲から12曲入っているのがふつうだが、それぞれの曲に作詩・作曲者（著者）があって、その上に歌手（演奏者）が加わるから余計複雑なのである。

合集の記述のとり方には一枚のレコードをまとめてとるやり方と個々の曲からとるやり方の二つの方法がある。

まとめてとる場合は、総合タイトルがあればそれをタイトルにとって、個々の曲は内容注記に記載することになる。

総合タイトルがない場合はどうするかというと、個々の曲をずらずらと列挙していくことになるが、2曲や3曲ならそれでいいとしても、10曲も12曲もそういう調子でやられたのではごてごてしているかにも見にくくなってしまふ。そしてシャンソン・レコードの場合、総合タイトルを欠いているものの方が圧倒的に多いのだ。

それから困るのが責任表示の考え方であって、『英米目録規則 第二版』では「演奏者」はジャズの即興演奏なんかのように「単なる演奏」にとどまっていない場合を除いては著者としてはあつかわない

ことになっているから、規則だと歌手は責任表示の位置ではなくて、注記に記載することになるのである。

すべての曲を一人の歌手が歌っている場合は“Sung by A”でいいわけだが、これがいろんな歌手の歌を集めたアンソロジーの場合はどうなるのか。個々の曲を内容注記に記載する場合にせよ列記する場合にせよ、歌手は責任表示には持ってこれないとする、個々の曲に対応するような形では歌手の注記はできないことになる。もし“Sung by A … [et al.]”というような注記ですませるとすると、それぞれの曲をどの歌手が歌っているかということはこれでは分からないわけである。

ところが利用者にとって意味があるのは総合タイトルよりは個々の曲であり、作詩・作曲者よりは歌手の方なのである。

その点まとめてとらないで個々の曲からとることにすれば、そういった問題は解消する。

今度出した『蘆原コレクション目録 第二巻レコード編』でも個々の曲からとることにしたわけだが、責任表示にかんしても、歌手の方をとって、目録規則とは逆に作詩・作曲者を注記に記載することにしたのである。理屈上はレコードの曲の作者は作詩・作曲者であることは分かっているが、その方が利用者の実際要求にかなっているし（レコード・ラベルの体裁上も歌手の方が作詩・作曲者よりは「顕著」に表示されている）、体裁上もすっきりすると考えたからである。

（参考課 高山直也）